

No.140

2017. 1. 26
(平成29年)



あつぎ

— 支部だより —

あいかわ | あつぎ | あやせ | えびな | きよかわ | ざま | やまと

もくじ

- 2～3…新年のご挨拶
- 4……労働衛生研修会
- 5……労務管理講座
- 6……逍遙
- 7……健康だより
神奈川大会表彰式
- 8……ディスカバリーあつぎ
支部からのお知らせ

発行(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚本支部
編集: 広報部会

E-mail : atsugi@roaneikyo.or.jp
<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html>

〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26
TEL(046)228-6660





新年のご挨拶

厚木支部長 中山 保

ソニー(株)厚木テクノロジーセンター

『新年、明けましておめでとうございます』皆様におかれまして、よいお正月を迎えられたことと存じます。

昨年は、皆様にご協力を頂き、安全大会、衛生大会などの行事を無事に推進していくことができました。まずは御礼を申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

一年を振り返ると、とても大きな変化の波が来たような気がします。昨年は『申（さる）年』でしたが、申年には大きな変化があり、時代が動くと言われていています。そのような出来事がいくつかありました。イギリスのEU離脱、アメリカ次期大統領選挙、東京都知事選挙、熊本大地震、など例年より今後を左右するような変化が起きたような年でした。

そして今年の干支は『酉（とり）年』です。商売にはとても縁起の良い「酉」。縁起を担いで新たな仕事のステップアップに向いている年だと言われていています。事業が活発になり、発展していくことはとても嬉しく喜ばしいことですが、勢いのあまり安全衛生面での緩みがでてしまうことが心配されます。我々が減らしていきたい労働災害の件数は毎年多少の増減はありますが、同じような推移を重ねていますし、過重労働などの社会的な課題も出てきております。

昨年からスタートした厚生労働省の『働き方の未来2035年－1人ひとりが輝くために』は、これから20年後の働き方を考えるプロジェクトです。考える前提となっているものは、現在顕在化してきている課題で、少子高齢化の進行、仕事のツールの変化、情報スピードの向上、在宅勤務の定着などを想定して検討されていますが、働く環境はこれからも大きく変化を続けていく事が考えられますので、その変化に応じて安全衛生面のリスクもより多様化していくことが推測されます。

大きく変化していく環境の中で、働く人たち全員が『行ってきます』で始まり『ただいま』『お帰りなさい』で終わる普通の一日を継続して過ごせるように、変化に順応した活動を推進して行くことが必要になってきております。

つきましては、本年も労働災害、過重労働を減らしていくために、みなさんからいろいろと意見を頂きながら、地道に継続して活動を進めていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願い致します。

最後になりますが、皆さまの今年の活躍と、さらなる発展、職場の『無事故、無災害』を祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。

平成29年 年間標語

快適な職場に響く合言葉

「健康・安全・ゼロ災害」



新年のご挨拶

厚木労働基準監督署
署長 岡部 昌訓

新年あけましておめでとうございます。

神奈川労働安全衛生協会厚木支部の会員の皆様方には、旧年中大変お世話になりました。

特に、各部会委員の皆様方には、担当して頂きました全国安全週間県央地区推進大会、全国労働衛生週間県央地区推進大会、各研修会、工場見学会、支部広報などが有益に開催できたことを感謝申し上げます。

本年もどうぞ、よろしく申し上げます。

昨年は、世界に目を向けると、これまでのグローバル化の流れへの反動ともとれる英国のEU離脱や米国大統領選でのトランプ氏の当選という事態が起きました。

国内では、全国的に景気の穏やかな回復傾向が継続し、県央地区においても、新東名高速道路の建設工事が進められると共に大規模物流施設や駅前の再開発工事が活発に行われました。

また、労働環境面では、大手企業での若手労働者の過労自殺や賃金不払残業などが世間を騒がし、今後の長時間労働対策が気になるところで、皆様方の事業場の中には労働時間の適正な管理をどう行うか、どのような残業時間を削減する仕組みを導入したらよいか、悩んでいるところもあるのではないのでしょうか。

労働者個人による残業申請を上回る時間の残業を上司が黙認していたところ、民事裁判で違法とされ、不足の残業代を支払わされたという裁判事例があります。

企業によっては、すでに労働基準法第36条の改正対策として、今のうちから対策を考えているところもあります。

時間外労働と休日労働の合計が月45時間を超えてくると医学的に健康障害のリスクが徐々に高まることが判っておりますので、残業を月45時間以内に納まるような体制づくりを考えて頂きたいと思います。

安全衛生面では、本年が第12次労働災害防止推進計画の最終年となっており、会員の皆様方には、ぜひとも労働災害防止への御協力もお願いします。

神奈川県内の労働災害による死亡者数は、ここ数年過去最少を更新しており、本年も順調であれば目標を達成できる見込みですが、休業4日以上労働災害件数については、長らく高止まりで横ばいの状態です。

平成29年の休業4日以上労働災害件数を平成24年の件数の15%減に抑えるという目標を達成することは、相当の努力が必要と考えております。

各事業場におかれましては、労働災害ゼロを目標にリスクアセスメントを実施し、職場のリスク削減に努めて頂きたいと思います。

健康面では、基本となる健康診断の実施と有所見者に対する事後措置を適切に実施して頂きたいと考えております。

労働者数が50人未満の事業場におかれましては、無料で健康診断の結果に基づく有所見者への医師の面接指導が出来る地域産業保健センター事業を活用して頂きたいと思います。

最後になりますが、会員事業場の益々のご発展と働く人の健康・安全を祈念申し上げます。

働く人の健康と安全を守るため化学物質の管理を進めましょう



労働衛生研修会

旭硝子(株) 相模工場 環境安全保安室

野口 文夫

1. はじめに

今年の労働衛生研修会は、新たに義務付けられた「ストレスチェック」をテーマに開催しました。冒頭、私野口より「事前に厚木支部の役員会社に質問票を送り、各社の抱える課題や問題点を集約し、解決策をもっている会社からはそのアイデアを紹介していただく」という企画の趣旨を説明しました。初めての試みであり、部会内でも「本当に有益な研修会になるか」ということが当日まで心配でしたが、それは全くの杞憂と言えるほど活発な情報交換の場となりました。

2. 研修内容

実施日：11月21日(月) 13:00~16:45

場所：プロミティ厚木 出席者：20名



1) 行政からの情報提供：厚木労働基準監督署 監督官 矢野 ちひろ氏

平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度のポイントを判りやすく解説していただいた。労働基準監督署への報告は来年でもOKであるが、報告をしなければ罰則の対象になる、報告結果の内容により指導をすることは無い、など重要な情報を提供いただいた。

2) ストレスチェック制度実施にあたっての課題・問題点

①質問票のアンケートの集計結果：金丸 事務局長

事前に役員会社から回答いただいた20社の状況がグラフで見やすく紹介された。ストレスチェックの実施状況、実施方法(外部委託の有無、相談体制等) 集団分析の実施、などの各社の現状が良くわかった。

②各社の課題・問題点とその対応事例：島田 副部長

回答いただいた自由記述欄から、18件の課題・問題点が抽出され、それらに対して取り組みが進んでいる2社の対応事例が紹介された。具体的な内容は以下のとおり。

- Web上での実施時に業務上PCを持たない従業員が共通端末からの入力を拒否した場合、スマートフォン・携帯での入力・それを持たない人たちには自宅のPCの入力を可能とした取組事例を紹介。
 - 外部委託先の選定をする際の料金、システム対応力等の具体的な選定事例の紹介。
 - 外部委託業者に依頼しないで社内内で対応した際に工数増加の悩み。
 - 面談する際に高ストレス者として面談を受けたくないと言った場合、相談を受け対応した事例紹介。
 - ストレスが業務に起因するか、人間関係および個人に起因するかで社内対応をすべきと考えていたが、とにかく高ストレス者の対応を重点に置く人事部門と意見のぶつかり合いの事例紹介。
 - ストレスが業務に起因するか、人間関係または個人に起因するかで社内対応をすべきと関係担当者は考えていたが、集団分析結果の高ストレス職場に対して、更に細部調査に重点を置く人事部門との意見のぶつかり合う事例紹介。
 - 外国籍の従業員への対応の際、説明書を全て外国語に訳し苦労した事例の紹介。
- 上記の様々な事例が共有された。島田副部長の巧みな司会進行により、出席者からも自社の対応事例が紹介され質疑も活発に行われた。また、法律上の懸念事項に関しては、矢野監督官から自宅のPCで入力した際に業務扱いとなる可能性があるとの見解があり理解が進んだ。

3) ストレスチェック制度の現状と今後の対応：労働衛生コンサルタント 矢崎 麻純氏

コンサルタントの立場から、ストレスチェック制度の現状と今後について、かみ砕いて解説をしていただいた。制度の意図していることや背景などが、法律の条文のみではなく図を用いた説明で理解を助けていただいた。ストレスチェック制度は「メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく、従業員のストレス状況の改善や職場の改善を通じて生産性の向上につながることから、事業経営の一環である」というお話に目が覚める思いだった。

3. おわりに

岡野副部長から①行政からの情報は基本の理解を深める良い機会になった。②問題討議は身近な部分の悩みを共有できた。③コンサルタントからの講義は、法令・定義・意義について頭の整理ができた。との閉会の挨拶がありました。講師の皆様、ありがとうございました。

労働衛生部会では、今後も有益な情報を提供できる研修内容を企画してまいります。



労務管理講座

株式会社 パプコ
人事・総務 水谷 基

1. はじめに

平成28年度の「労務管理講座」が11月17日（木）プロミティあつぎにて多数の参加者のもと開催されました。

今年のテーマは労働行政を取り巻く状況・公的助成金・労務管理上のポイント等であり、各講師の方からそれぞれの知識・経験等に基づいた講演がなされました。冒頭、堺労務管理部会長より開会の挨拶があり引き続き各講演が行われました。

2. 講演テーマ

行政講演：労働基準監督署からのお知らせ

講師：厚木労働基準監督署 第一方面主任監督官 塚田 和男氏

行政講演：公的補助金について

講師：神奈川県労働局 職業安定部 監察官 諸星 伸男氏

特別講演：最近の労務管理上のポイント

講師：社会保険労務士（元横浜南労働基準監督署長） 片寄 茂夫氏



3. 講演の内容

最初に厚木労働基準監督署の塚田監督官より労働災害（休業4日以上）の発生状況（全国・神奈川県・厚木）、労働災害発生件数の目標値と実数の乖離（かいり）について、各産業別の発生内容等について説明がありました。とりわけ労働災害の発生状況については転倒災害が増加傾向にあることから「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」の取組や、特設サイトの開設、更には「ころばNICE（ないっす）かながわ体操」等の活動を行い転倒災害の抑制に努めているとの説明がありました。また11月は「過労死等防止月間」であることからシンポジウムの開催や過重労働解消キャンペーン等を実施し過重労働の抑制を図っているとの報告もありました。その他「ワーク・ライフ・バランス」「ストレスチェック」「最低賃金制度」等の説明も併せてありました。

次に神奈川県労働局職業安定部の諸星監察官より厚生労働省が発行している「キャリアアップ助成金のご案内」の冊子を基に説明がありました。公的補助金の概説から始まり、各助成金の内容、障害者・生活保護受給者特例、高齢者雇用助成金、非正規雇用者処遇改善支援等の説明があり「受給までの流れ（リーフレット）」を用いて手続・届出等の説明もありました。また神奈川県労働局内に「神奈川県助成金センター」を設け、その受付業務を行っているとの報告もありました。

最後に元横浜南労働基準監督署長の片寄社会保険労務士より、豊富な行政経験を基に過去の労働関連法の解釈から最新の判例まで、労務管理上の重要なポイントについての説明がありました。最初に現在マスコミ等で取り上げられている「電通の過重労働問題」の説明があり、引き続き36協定を含む時間外労働に関する件、変形労働時間制とみなし労働時間制の相違点、管理監督者の行政上の定義、法定休日のとらえ方等具体的な事例を基に説明がありました。またご自身が赴任先の北海道で取り扱った大手病院の過重労働の問題や日本赤十字社の介護士が訴訟をおこした労働時間に関する使用者の管理責任等、説明は多岐に亘りました。後半は労働時間と健康障害リスクの関係、ストレスチェック制度、メンタルヘルス等の説明がなされ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント等も最近の判例を基に説明がありました。

最後に雇用関連についてのポイント解説があり、退職と解雇の違い、懲戒処分留意点、退職勧奨における違法・合法について、整理解雇の4要件、解雇権濫用法理等豊富な原体験を基に説明がありました。

4. おわりに

今回の講座はテーマがタイムリーであったと同時に人事・労務・安全衛生管理等に携わる者には、全てが業務知識として必要な内容であったと推察されます。特に特別講演においては解説された判例のほとんどが直近（平成26年～28年）に出されたものが多く、最新の情報を得られる内容でした。

今後、各事業場において本内容を水平展開されることを希求するとともに、各講師の皆様にはこの紙面をお借りして厚く御礼を申し上げます。



セルフディスカバリーアドベンチャー (SDA)

～ 大滝 100 Km に挑戦 ～



2016年5月22日、長野県大滝村で行われたマウンテンバイクレースに出場してきました。

この大会は日本で最も過酷と言われているマウンテンバイクの大会です。何がすごいかというと100kmのジャリ道を10時間以内に完走しなければなら



ないことと、レース中のパンクなどのトラブルや食料補給などは全て自分で行わなければならないこと。また途中でリタイヤしても自力で下山しなければならないことなど。通常のロードバイクレースでは自転車のトラブルやケガの対応もあり、定期的な食料の無料配布などいたせりつくせりの楽しい大会。しかしこの「SDA」大滝の主催者側がコース上で用意するのは簡易トイレと水のみ。エントリー費を払ってこの過酷な大会に900名ものライダーが参加するのだから世の中には似たような「チャリばか」がいるんですね。ただこの大会だからこそ、関係者以外は通行止めにして普段は走れない悪路をチャリだけが走ることが許されるのです。

我々は自転車屋スタッフも交えた総勢9名で前日の土曜日に現地入りし大会受付を済ませ、明日の本番に備え旅館でのアルコールも控えめにして早々に就寝する予定でしたが、チャリ好きが集まれば話は尽きません。いつものように大宴会。

大会当日は4時に起床、若干寝不足気味でしたが天気同様気持ちは晴ればれています。山奥だけに朝方は10度台まで気温が下がります。スタート前に御嶽山に向かい全員で安全祈願を行い、気持ちを引き締めます。

午前6時にスタート。最初の5kmのパレードランが終わると本格的なダート(地獄)の始まりです。本コースに入るといきなり登り坂が現れ寒

さも吹っ飛び汗が噴き出ます。砂利道ではハンドルが取られ水分補給のボトルも取れず喉がカラカラになりながらも30kmの第一関門を制限時間内でクリアー。トイレと水補給、前日を買っておいたおにぎりを胃袋に詰め込み早々に第2関門へ向けてスタート。次の関門までは30kmと長丁場、ここからが一番きついルートで坂の斜度も一段ときつくなり、好天と相まって熱中症ぎりぎりで必死にペダルを回すがスピードは5km位しか出ない。じれったいけど淡々と走ります。ジャリの下り道ではブレーキ全開で命知らずのライダーに抜かれまくられてもマイペースです。後半は斜度がきつい登りの連続で足がつりそうになりながらも第二関門クリアー。次の第三関門までは平坦路が多く距離も13kmと短かったのであつと言う間に第3関門クリアー。前評判では第3関門を時間内にクリアーできれば、ほぼ完走できるらしいと言うことを聞いていたので気持ち的に余裕も生まれ御岳山をバックに記念撮影。ゴールまではあと25km、



残された時間は2時間位。ここからは大半が下りですが体力・気力もかなりギリギリ、おしりも路面からの振動で痛くてサドルに座れません。でも何とかフィニッシュ!!ゴールは9時間弱で完走できました。

決して一人ではなし得なかったことが一緒に走る仲間が心の支えになり完走と言う大きな成果を得ることができました。もう一度この大会に出場して新たな発見をしたいと思います。

(AGCオートモーティブAMC(株))

相模工場 小峯 雄二 記)



寒い季節を乗り切る『冷え』対策！

アンリツ 株式会社
看護師 大内 由美

寒い季節になると手先や足先の『冷え』を訴える人が多くなります。西洋医学には冷え性という病名はありませんが、東洋医学では冷えによる肩こりや腰痛、便秘や肌あれ、抵抗力の低下などといった症状が多数存在し「冷えは万病の元」と言われます。冷えを自覚しやすいのはこの季節ですが、1年を通して『冷え』の状態は生じています。日頃から血行を良くする生活習慣を心掛け、冬場の冷えを改善し元気に乗り切りましょう。

自分でできる冷え対策

冷え対策のポイントは、身体を内外から温めて血行を良くすることです。外からの冷えを取り込まないよう、そして身体の内側から温まる生活習慣を心掛けましょう

●衣類で保温

最近、保温効果の高いグッズも多種出揃うようになりました。それらを上手に活用しながら、首周りや手首、足首、お腹などを意識して温めてみましょう。

マフラー・ネックウォーマーや腹巻、手袋、レッグウォーマーなどをうまく活用するとより温かく過ごすことができます。



●ストレッチで血行改善

座る時間や同じ姿勢が長くなればなるほど、血行は悪くなっていきます。日頃から意識して身体を動かすことや筋肉をゆっくり伸ばすストレッチをすることで血液循環を促します。



●食べ物で血行改善

食生活でのポイントは、バランスを考えて規則正しく食事を摂ることです。無理なダイエットや不規則な食事や偏った食生活、冷たい飲み物や食べ物は新陳代謝を低下させ、私達の身体を内側から冷やしてしまいます。

●入浴で血行改善

身体を芯から温め、ストレス解消にもお勧めなのが入浴です。熱いお風呂は、温まったつもりでも身体の内側まで温まる前にのぼせてしまいます。40度位のぬるめのお湯にゆっくりつかるのがお勧めです。



又、せっかく温まっても湯冷めしてしまっただけでは逆効果なので、お風呂上りはしっかりと水分を拭き取り、暖かな部屋で過ごすか、早めに布団に入りましょう。最近は入浴剤の種類も豊富になっているので、日替わりで楽しんでみるのもよいかもしれません。

神奈川労務安全衛生大会にて表彰状授与

昨年、11月15日(火)横浜ベイシェラトンホテル&タワーズで開催されました平成28年度神奈川労務安全衛生大会において、日頃より安全衛生及び労務管理水準の向上と支部の発展に寄与された県内事業場の方々に神奈川労務安全衛生協会長賞が授与され、厚木支部からは6名の方が表彰されました。

中川 雅文さん (株)小山工業所
大江 喜一さん (株)銀座コージーコーナー神奈川清川工場
水谷 基さん (株)パブコ
加藤 孝男さん (日産大山会)
山崎 和明さん (東リ)厚木工場
三澤 勝雄さん (ユニプレス株) 欠席





『神奈川大和阿波おどり』



あけましておめでとうございます。ディスカバリーあつぎは2013年5月30日（No.125号）に第1回を開始して今回で16回目、5年目を迎えます。これからも「ディスカバリーあつぎ」を宜しくお願いします。



今回の記事は大和市で毎年夏に開催されている、大和阿波おどりについてスポットを当ててみました。

まず、阿波おどりとは？ということで調べてみると徳島県（旧・阿波国）を発祥とする盆踊りで、江戸開府より約400年の歴史がある日本の伝統芸能のひとつだそうです。起源は徳島藩が成立して以後、盛んに踊られるようになったとされています。徳島城が竣工した際、城下に「城の完成祝いとして、好きに踊れ」という触れを出したことが発祥という説もあります。

江戸時代には、一揆につながるとの理由で阿波おどりが禁止されていた時期もあり、その令を犯し、自宅で阿波おどりを行った家老がお家断絶になったという話もあります。

阿波おどりという名称は徳島県内の各地で行われてきた盃盆（うらぼん）の踊りの通称であり、日本画家・林鼓浪が徳島商工会議所に提案し、昭和初期からそう呼ばれるようになったと言われています。阿波おどりでは一つの踊りのグループの事を「連（れん）」と呼びます。三味線、太鼓、鉦鼓、篠笛などの2拍子の伴奏にのって踊り手の集団が踊り歩きます。

大和の阿波踊りは昭和52年7月うだるような暑さの中、大和駅近くの新橋通り商店会から始まった、ささやかな催しが神奈川大和阿波おどり誕生の瞬間だったそうです。そこから地域の恒例イベントとして徐々に発展していき、昨年で40周年を迎えました。現在は毎年7月に開催され、地元連の他に市外県外から多くの連が参加して大盛り上がりをしております。当日一般の方が飛び入り参加可能な「にわか連」などありますので、ちょっと気が早いですが、今年の夏は観ても踊っても楽しめる大和の阿波おどりを是非おすすめします。

（大和プレス(株) 田邊 淳一 記）

支部からのお知らせ

今後の支部行事予定

2月2日（木）経営首脳者セミナー

会員の皆様のご協力により、本年度の行事も2月2日開催の「経営首脳者セミナー」が最後となります。今回のセミナーでは、元厚生労働省労働基準局長の青木 豊 氏の特別講演を予定しております。来年度も様々な活動を予定しております。引き続きご協力をお願いいたします。